

占用物件の移設補償について

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員 珍しく静かだけど、気分でも悪いの？

大野係員 すみません、占用物件の移設補償について調べているので、少し静かにしておいてもええませんか。

坂上係員 そうだったの。それなら、少しテストしてあげるわ。まず、監督処分により、占用物件の移設を命じるケースとしてはどのようなものがある？

大野係員 はい、道路法第七十一条第二項に規定されています。まず、第一号として、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合が規定されています。これは、道路の拡幅工事などにより支障となる電柱を移設させる場合などがその典型です。

坂上係員 うん、いいわね。続けて。

大野係員 はい。次に、第二号として、道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合が規定されています。交通量の激増や通行車両の大型化

などに伴い、占用物件が道路の構造又は交通に著しい支障が生じている場合などが該当します。

最後に、第三号として、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない場合が規定されています。砂防工事や鉄道工事などにより、占用物件の撤去が必要となった場合などが該当します。

坂上係員 そのとおりね。応用編だけど、道路工事のために必要となった電柱の移設工事に伴い必要となった既設地下埋設物件の移設、いわゆる玉突き移設を命ずる場合はどうかしら？

道路法

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若し

くは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一～三 (略)

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3～7 (略)

大野係員 その場合は、電柱の移設工事が原因となるので、第三号の「道路の管理上の事由以外の事由」ではないかと思うのですが…

坂上係員 急に歯切れが悪くなったわね。この場合、占用場所の調整の必要を生じたのは道路工事であることから、道路管理者が移設を命じる根拠は第一号の「道路に関する工事のため」になると考えられるのよ。

大野係員 なるほど…

坂上係員 それじゃあ、次に監督処分に伴う損失の補償の考え方を整理してみましよう。まず、

道路法ではどうなっている？

大野係員 道路法第七十二条第一項に規定されています。第七十一条第二項第二号又は第三号の規定による監督処分の場合には、道路管理者は通常受けるべき損失を補償しなければならぬと定められています。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2、3 (略)

坂上係員 第一号の規定による監督処分の場合

は？

大野係員 第七十二条に補償の規定が設けられていないので、補償する必要はないんじゃないですか？

坂上係員 確かに、第一号の場合には補償の規定が設けられていないんだけど、これは道路に関する工事に伴い占有物件の移設が命じられるのは、道路を占有することに伴う内在的な制約であり、道路管理者に補償する義務はないと考えられているからなの。だけど、道路に関する工事の場合であれば、一切補償しなくてもよいということではなく、社会通念上の受忍義務の

範囲を超える損失があると認められるときは、道路管理者が補償しても差し支えないと考えられているのよ。

大野係員 どのような場合が考えられるんでしょうか？

坂上係員 移設形態の特殊性等から通常の移設に比べて、移設工事が著しく多額となる場合や長期占有を期待している公益事業者等の占有物件を、短期間に再移設させるような場合などが該当すると考えられるわね。

大野係員 道路工事に伴う占有物件の移設についてはさまざまなケースが想定されるので、道路管理者にとって、補償を行うかどうかは非常に判断が難しいところですね。

渡邊課長 そうですね。「社会通念上の受忍義務の範囲」の基準を一律に設定することは非常に難しいと考えられるので、道路管理者としては、個々具体のケースに応じて判断せざるを得ません。

この際、さきほど、坂上さんも言っていました。①移設形態、占有規模、占有物件の種類等からみて又は占有者の経営規模等からみて移設費用が著しく多額となるかどうか、②占有物件の種類等からみた占有経過年数の長短が、大きな判断要素になるでしょう。

具体の処理に当たっては、道路に関する工事が修繕等常態的なものである場合又は具体的な

道路計画が占有許可条件に明示されている場合若しくは占有者に道路に関する工事の客観的な予測可能性があった場合を除いて、これらの判断要素のうち関係するものを総合的に判断することが必要でしょう。

大野係員 占有物件の移設が生じた場合、道路管理者、占有者双方にとって、事務負担や費用負担などの影響が出るようになりますね。

渡邊課長 そのとおり。ですから、道路管理者は地方連絡協議会などの場を活用するなどして、例えば、個々の道路工事に至る前から、特に大規模な道路工事の予定については、早い段階から関係する占有者に情報を提供するなどして、移設の必要性を可能な限り低減させることに努めていくべきでしょうね。

坂上係員 ところで、どうして占有物件の移設補償について調べていたの？

大野係員 明日の会議で研修講師を頼まれていたんですよ。おかげさまで十分に準備することができました。ありがとうございます。

坂上係員 よかったわね。明日はしっかりとがんばってね。